

コーポレート・ガバナンス報告書

2022 年 8 月 10 日

株式会社ペアキャピタル

代表取締役社長 田中 哲

問合せ先： 取締役 CFO 西園 直記

03-6456-3481

証券コード：9559

URL： <https://p-capital.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

※同社は8月24日付で、Ⅰ. 2. 資本構成【大株主の状況】支配株主名、並びに4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針の開示内容の変更を行っており、その変更箇所は__を付して表示しております。

Ⅰ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は M&A 仲介事業を営んでおり、高い信頼性が基礎となる事業を営んでおります。この高い信頼性を構築維持するためには法令遵守と経営の透明性確保が重要であると認識しております。この認識に基づき、当社は TPM 上場を通じてコーポレート・ガバナンス強化に努めていく方針です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社田中	942,000	47.10
合同会社 MK	240,000	12.00
合同会社 NJ	240,000	12.00
合同会社 NHS	240,000	12.00
松本 将和	98,000	4.90
田中 哲	60,000	3.00
西園 直記	60,000	3.00
西塚 淳	60,000	3.00
新井 裕己	60,000	3.00
	2,000,000	100.00

支配株主名	二
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

--

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

二

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人未設置会社ではありますが、監査役、内部監査室及び監査法人の相互連携については、監査の独立性と適正性を監視しながら、定期的に行われる業務報告等を含め、必要に応じて情報交換を開催することで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樽見 伸二	他の会社の出身者 公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

【独立役員関係】

独立役員の人数	一名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では中長期的な業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の経営参画意識を高め、将来の業績向上に対する意欲を向上させることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、M&A 仲介事業という企業経営における高い機密情報を取り扱う事業を営んでいることから、法令遵守と経営の透明性確保が極めて重要であると認識しております。

このような認識に基づき、当社は、継続して法令遵守や経営の透明性確保など、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

1) 取締役会

当社の取締役会は、本発行情報公表日時点で、取締役4名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、本発行情報公表日時点で、監査役1名（うち社外監査役1名）で構成されております。監査役は、取締役会の重要会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

3) 内部監査

当社は、内部監査人を選定し、内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が他部署を兼任する場合は、内部監査担当者が所属する部署については、内部監査担当者が所属する部署以外から内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役並びに監査法人とも共有を行っております。また、改善点などにつき、改善指導を行うことで事業運営の効率化及び適正化に努めております。

4) 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新開智之氏、小室豊和氏であり、監査法人コスモスに所属しています。継続監査年数につきましては、全員7年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他1名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

--

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、多くの株主様にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日を避けた開催日となるように努めてまいります。

電磁的方法による 議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プ ラットフォームへ の参加その他機関 投資家の議決権行 使環境向上に向け た取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英 文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャ ーポリシーの作 成・公表	今後検討すべき事項と考えております。
IR 資料をホームペ ージ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、TDnet において開示された情 報や決算情報、発行者情報についても掲載する予定であります。
IR に関する部署(担 当者)の設置	取締役 CFO を責任者とし、管理部を担当部署として IR 活動を行ってまいりま す。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを 通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。
その他	—

実施していない	
---------	--

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

「内部統制システム整備に関する基本方針」に定める内容は以下のとおりです

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施いたします。

(b) 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。

(c) コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制を構築し運用します。

(d) 内部監査として業務執行部門とは独立した内部監査人を設け、独立した業務監視体制をとります。

(e) コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役会に報告を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(b) 「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。

(c) 個人情報につきましては「個人情報保護規程」に基づき、厳重に管理しております

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が全体のリスクコントロールを統括します。代表取締役社長は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。

なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士、監査法人その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。

(b) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程等の社内規程において、

それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

将来において当社に新たな子会社等が加わった際は、当社の各子会社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。

(8) その他 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力排除規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め、専門ツールを用いて、全取引先並びに役職員候補者、主要株主の反社チェックを年1度実施しております。（新規取引先等についてはその都度実施し、継続取引先等については年に1回実施）

また、仮に反社会的勢力の可能性があった場合は即時に関係を解消できるよう、全ての取引先との契約に反社条項を設けて、その徹底を図っております。

さらに、顧問弁護士や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の機関とも協力し、反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

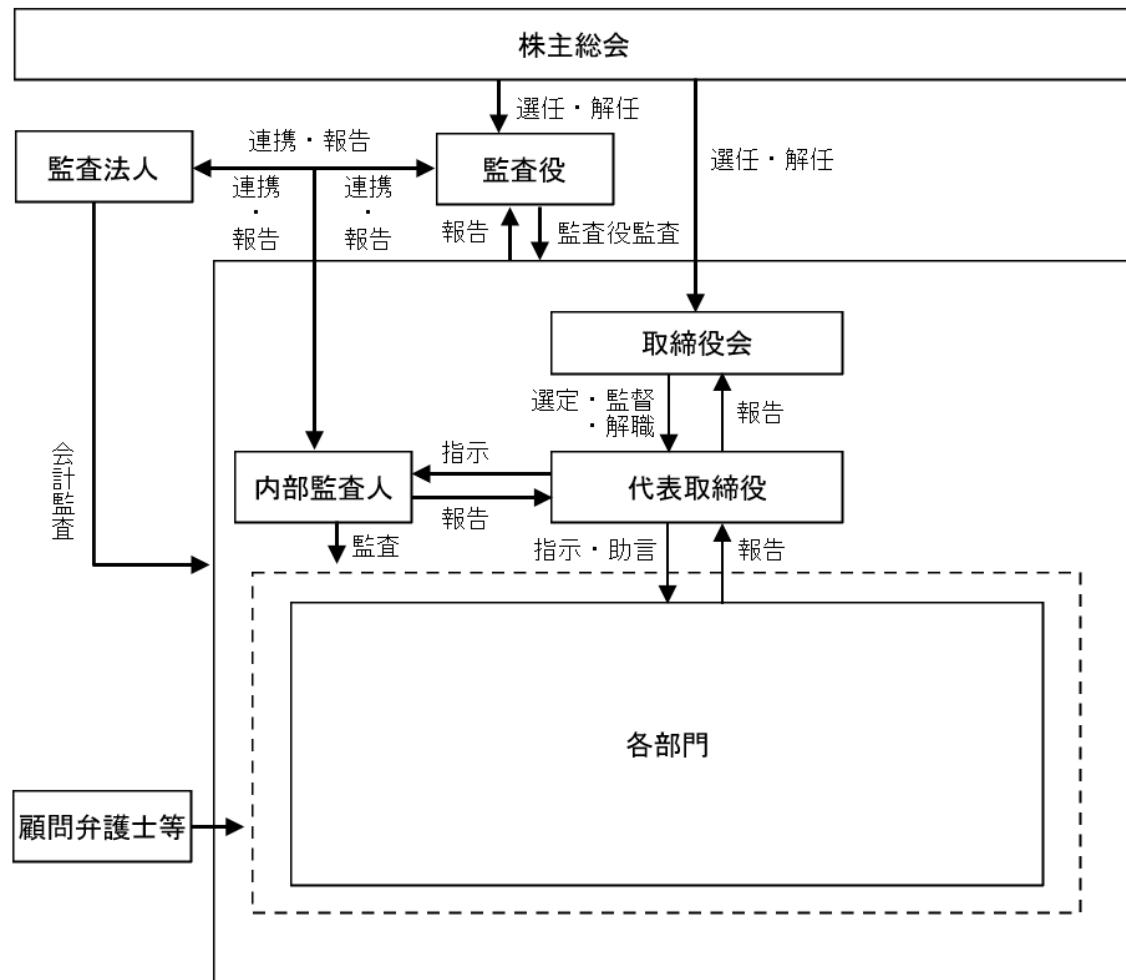
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

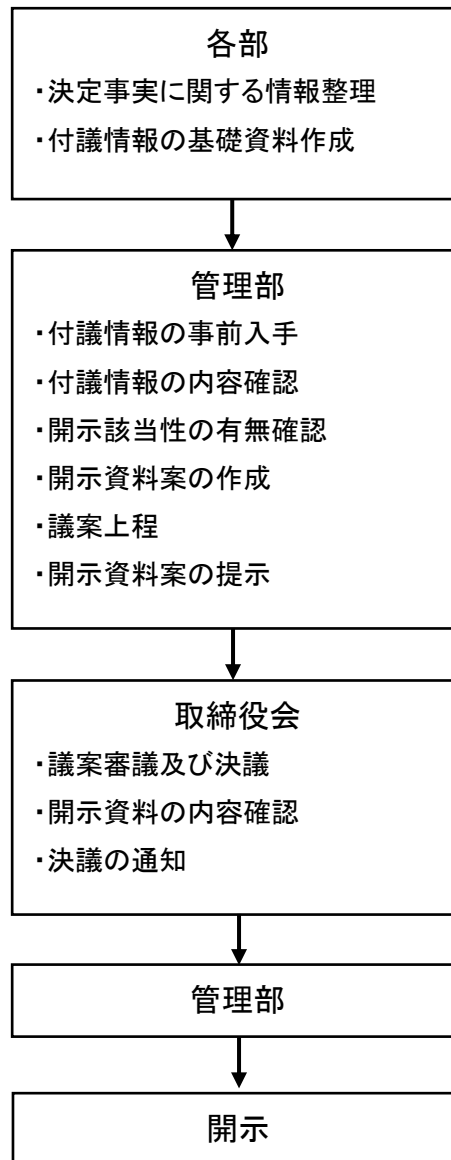
—

【模式図(参考資料)】

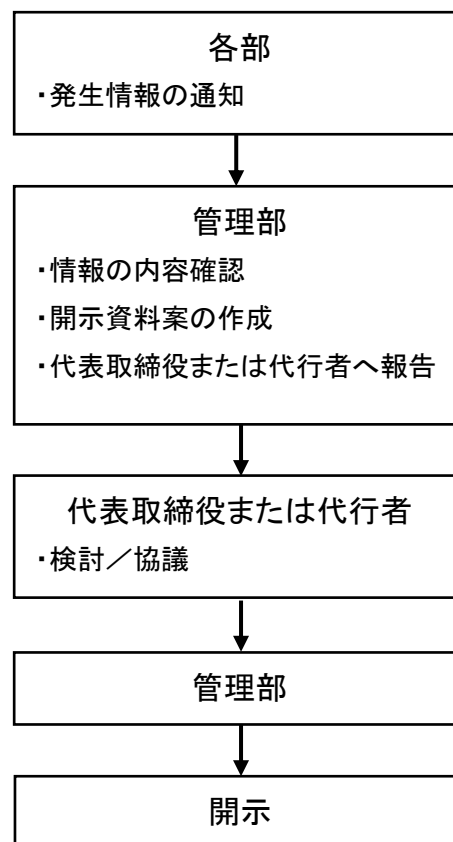


【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報等>



以上